



しゅうがくえんじょ

就学援助のお知らせ



令和4年4月
高根沢町教育委員会

高根沢町には、小・中学生のお子さんのいる保護者で経済的にお困りの方を対象に、学用品費や給食費などの一部を援助する「就学援助制度」があります。

世帯の収入状況などの条件がありますので、お気軽に学校教育課にご相談ください。

I 就学援助の対象となる方

| 対象となる条件 | 申請に必要なもの |
|--|---|
| (1) 生活保護を受けている方 | ・就学援助費受給申請書 |
| (2) 経済的に困っている方 (世帯全員の前年の収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯) ★ | ・就学援助費受給申請書 ・町外から転入された場合は、最新の所得証明書など(前年の収入額がわかるもの) ・障害年金や遺族年金を受給している世帯員がいる場合は、年金通知書など ・ひとり親の場合は、養育費に関する申立書 |
| (3) 特別な事情がある方 (災害・事故・新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による収入減) | ・学校教育課にご相談ください。 (就学援助費受給申請書のほかに、必要書類を求める場合があります) |

★ 世帯の収入額(上限)の目安(一例)

| 世帯人数 | 家族構成 | 収入額(持ち家) | 収入額(借家等) |
|------|------------------|----------|----------|
| 2人 | 母(父)、小学生 | 308万円 | 360万円 |
| 3人 | 母(父)、未就学児、小学生 | 372万円 | 428万円 |
| 3人 | 母(父)、小学生、中学生 | 402万円 | 458万円 |
| 4人 | 母(父)、小学生、小学生、中学生 | 468万円 | 525万円 |
| 4人 | 母(父)、小学生、祖父、祖母 | 374万円 | 430万円 |
| 4人 | 父、母、小学生、中学生 | 389万円 | 446万円 |

※上記の額は、世帯員の年齢・借家の家賃などにより増減があります。あくまで目安としてください。

申請前にご確認ください！

①「世帯」…住民票が別々であっても、同居している方は原則すべて同一世帯とします。

単身赴任や出稼ぎなどで別居している配偶者等も、同一世帯とします。

②「前年の収入額」

…令和4年6月申請分までは、令和2年1月1日～12月31日の収入額を確認します。

令和4年7月申請分からは、令和3年1月1日～12月31日の収入額を確認します。

※7月前でも、令和3年中の確定申告などを提出できる場合は、令和3年中の収入額で審査します。

2 申請の方法

- ・「就学援助費受給申請書」を学校または学校教育課で受け取るか、町ホームページでダウンロードして、必要事項を記入し学校または学校教育課に提出してください。申請は年度の途中でも受け付けています。
- ・初めて申請される方は、事前に学校教育課にご相談いただくと、手続きがスムーズです。
(電話・メールでの相談可)
- ・申請は年度ごとに必要です。認定を受けた翌年度も引き続き就学援助を受けたい場合には、継続申請が必要になります。継続申請の対象者には、学校を通して申請書をお渡ししています。

3 支給金額と支給方法

年3回(目安：7月・12月・3月)に分けて、学校を通じて保護者の口座に支給します。

| 援助の種類 | 小学生 | 中学生 | |
|------------|---------|-----------------------|-------------------------------|
| 学用品費 | 11,630円 | 22,730円 | 認定月から月割りで支給 (通学用品費は1年生を除く) |
| 通学用品費 | 2,270円 | 2,270円 | |
| 新入学用品費 | 51,060円 | 60,000円 | 入学前に支給 |
| 校外活動費(日帰り) | 1,600円 | 2,310円 | 左記を限度に実費支給 |
| 校外活動費(宿泊) | 3,690円 | 6,210円 | |
| 修学旅行費 | 22,690円 | 60,910円 | |
| 卒業アルバム代 | 11,000円 | 8,800円 | |
| オンライン学習通信費 | 14,000円 | 14,000円 | 年度末に支給 |
| 給食費 | 33,000円 | 44,000円 中3：42,000円 | 就学援助費から直接徴収 (口座への振込はありません) |

※支給金額は、国の基準額見直しなどにより、年度の途中で変更になることがあります。

※生活保護受給者の方は、修学旅行費のみ支給します。

※学校集金等に未納がある場合には、未納分を差し引いて支給することがあります。

※小中学校入学予定者の新入学用品費は、学校教育課から保護者の口座に支給します。

入学する年の4月末までに就学援助の認定を受けた児童生徒が支給対象です。

4 その他

- ・就学援助を受けている方は、学童保育の利用料金が減免となります。(ただし、町の認定を受けている学童に限ります。)減免の手続きは、各学校の学童保育所におたずねください。
- ・家族状況等に変化があった場合は、学校教育課にお知らせください。家族状況や収入額に偽りがあった場合は、就学援助費を返還していただくことがあります。



お問い合わせ・ご相談は・・・

高根沢町教育委員会事務局

学校教育課 学校支援係

TEL ☎：028-675-1037

メール：gakkyou@town.takanezawa.tochigi.jp

〒329-1225 高根沢町大字石末1825番地

(改善センター内 こどもみらい課の隣)